土地保有移動調査結果 (平成 29 年取引分)

平成 31 年 3 月

国土交通省 土地•建設産業局

I 調査の概要

I 調査の概要

1 調査の目的と沿革

国土交通省では、土地取引について、買主・売主の諸属性、取引価格及び取引目的等を調査することにより、今後の土地政策の重要な基礎資料とするため、昭和45年より「土地保有移動調査」を実施している。

2 調査の対象、内容及び方法

(1) 事前分析

ア 分析対象

平成29年1月1日から同年12月31日までの1年間に、売買による所有権移転登 記がなされた土地取引(1,439,695件*)

*全土地取引(1,535,276件)から、売主区分が不明な土地取引(95,581件)を除外

イ 分析内容

買主・売主区分別、地目別、都市計画区域(区域区分)別等の取引件数及び面積

(2) 本調査 (実施時期:平成30年10月から平成31年1月)

ア 調査対象

- (1) 事前分析の分析対象(1,439,695 件)のうち、買主・売主とも個人又は法人である土地取引(1,318,134 件)から、エラーデータ等(246,352 件)を除外し、地目別に層化無作為抽出*等を行った土地取引(10,775 件)の買主・売主(合計21,550 者)
- *取引された土地の購入代金の平均額について、全体の許容誤差率を信頼水準95%で10%以内とする標本数を設定した上で、地目別の許容誤差率を信頼水準95%で20%以内とする標本数を設定(目標標本数10,847件)し、地目別・都道府県別で実際に抽出した標本(10,853件)から、重複是正(72件)及び「平成30年北海道胆振東部地震」被災地の除外(6件)を行った

イ 調査内容

- ・買主の属性、購入目的、住宅用地の購入理由、購入代金、購入代金調達方法及び 借入先等
- ・売主の属性、売却理由、売却前の利用状況、土地取得原因及び売却代金運用方法等

ウ調査方法

郵送調査及びオンライン調査

(3)金額ベース集計

ア 集計対象

土地保有移動調査の事前分析で分析対象とした土地取引(1,439,695 件)から、 区域区分が不明な土地取引(3,328 件)と国外買主(9,453 件)を除外した、土 地取引(1,426,950 件*)。

*区域区分が不明かつ国外買主の取引は36件

イ 集計内容

取引土地所在地別、買主所在地別、買主区分別の土地取引金額及び割合

ウ 集計方法

土地保有移動調査の事前分析で使用した都道府県・地目・都市計画区域別の取引 面積に平成29年都道府県地価調査等より作成した都道府県・地目・都市計画区域 別の平均価格を乗じ、全国の土地取引に伴う資金の流れを推計

3 調査結果の公表及び取扱い

この調査の結果は、調査結果報告書及びインターネット(国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000060.html) で公表する。

4 調査票の回収状況

		送 付 数				
区 分			有効到達	不到達等	有効回答数	有効回答率
			(a)		(b)	(b/a)
合	計	21, 550	20, 046	1,504	9, 785	48.8%
買主	個人	7,063	6, 366	697	2,866	45.0%
	法人	3, 712	3, 638	74	1, 577	43.3%
売主	個人	7,086	6, 472	614	3, 856	59.6%
	法人	3, 689	3, 570	119	1, 486	41.6%

5 調査結果集計表中の主な用語凡例等について

(1) 買主区分, 売主区分

① 個人 : 一般の個人② 法人 : 民間法人

③ 団体 : 地方公共団体(都道府県市区町村)、公益社団法人、公益財団法人

④ 国 : 省庁(地方整備局等を含む)、独立行政法人

(2)区域区分

① 市街化区域

都市計画法第7条第2項に定めるすでに市街化を形成している区域及びおおむ ね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

② 市街化調整区域

都市計画法第7条第3項に定める市街化を抑制すべき区域

③ 非線引都市計画区域

区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)を行っていない都市計画区域

④ 都市計画区域外

都市計画区域に含まれない区域

(3) 圏域区分(三大都市圏別)

 全国
 三大都市圏
 東京圏
 : 埼玉、千葉、東京、神奈川

 名古屋圏
 ・愛知、三重

 大阪圏
 : 京都、大阪、兵庫

 地方圏
 : 三大都市圏以外の道県

(4) 地方区分(ブロック別)

① 北海道: 北海道

② 東 北 : 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

③ 関東·甲信 : 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡

④ 北 陸 : 新潟、富山、石川、福井

⑤ 東 海 : 岐阜、愛知、三重

⑥ 近 畿 : 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

⑦ 中 国 : 鳥取、島根、岡山、広島、山口

⑧ 四 国 : 徳島、香川、愛媛、高知

⑨ 九州・沖縄 : 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(5) 地目

- ① H
- ② 畑
- ③ 宅地
- ④ 山林
- ⑤ その他

(6) 職業

- ① 農業、林業
- ② 不動産業、商工業その他の自営業(公認会計士、弁護士、開業医などを含む。)
- ③ 会社・団体などの役員
- ④ 会社員、公務員又は団体などの職員
- ⑤ その他
- ⑥ 無職

(7)業種

- 建設業
- ② 製造業(修理業を含む。)
- ③ 情報通信業·運輸業·郵便業
- ④ 卸売業・小売業
- ⑤ 不動産業·物品賃貸業
- ⑥ サービス業等
- ⑦ その他

(8)組織形態

- ① 株式会社(有限会社を含む。)
- ② 合同会社
- ③ 合名会社・合資会社
- 4 相互会社
- ⑤ 会社以外の法人

(9) 購入時住宅区分(土地を購入した際に個人買主が住んでいた住宅)

- ① 一戸建持ち家
- ② 長屋建持ち家
- ③ 分譲マンション

- ④ 民営の借家又は賃貸アパート
- ⑤ 公営、UR、公社の賃貸住宅
- ⑥ 社宅、公務員住宅などの給与住宅
- ⑦ 親、兄弟等親族の所有する住宅
- ⑧ その他

(10) 個人買主購入目的

- ① 自分(親族を含む。)が住むための建売住宅(の敷地)を購入した
- ② 自分(親族を含む。)が住むためのマンション等共同住宅(の敷地)を購入した
- ③ 自分(親族を含む。)の住宅を建設するための更地を購入した
- ④ 以前から住んでいた家の敷地が借家であったため、その敷地(底地権)を購入した
- ⑤ 自宅の増築や車庫用地等とするため隣地を買い増した
- ⑥ 賃貸住宅、アパート等貸家(の用地)とするため購入した
- ⑦ 事務所、店舗、工場、倉庫、経営駐車場等の用地とするため購入した
- ⑧ 農地、採草放牧地、山林とするため購入した
- ⑨ 土地投資(売却益を得ることを目的としたもの)のため購入した
- ① その他

(11) 法人買主購入目的

- ① 自社用の事務所、店舗(の用地)とするため購入した
- ② 自社用の工場、倉庫(の用地)とするため購入した
- ③ 資材置場、駐車場その他自社用の事業用地とするため購入した
- ④ 社宅、グラウンドその他自社用の福利厚生施設(の用地)とするため購入した
- ⑤ ゴルフ場用地その他レジャー用地とするため購入した
- ⑥ 賃貸住宅、アパート等貸家(の用地)とするため購入した
- ⑦ 住宅地として造成し販売するため、又は分譲住宅の用地とするため購入した
- ⑧ 土地投資(売却益を得ることを目的としたもの)のため購入した
- 9 その他

(12) 個人売主売却理由

- ① 自分(親族を含む。)が住むための住宅の建設資金又は購入資金を得るため
- ② 他の土地と買い換えるため(①以外で)
- ③ 事業のための営業用資金(例えば運転資金)を得るため
- ④ 日常の生活費に充てるため
- ⑤ 借入金の返済に充てるため
- ⑥ 公共用地となるため
- ⑦ 買主又は仲介人から強く希望されたため
- ⑧ 投資のため保有していた土地の売却
- ⑨ 相続税の支払いのため
- ⑩ その他

(13) 法人売主売却理由

- ① 自己が造成した住宅地(更地)の売却
- ② 自己が建築した建売住宅(用地)の売却
- ③ 自己が建築したマンション(用地)の売却
- ④ ①、②及び③以外で販売用土地として所有していた土地の売却

- ⑤ 店舗、工場及びその付帯設備(機械設備等)の規模拡大・改善の資金を得るため
- ⑥ 営業用資金(例えば運転資金)を得るため
- ⑦ 借入金の返済に充てるため
- ⑧ 投資のために保有していた土地の売却
- ⑨ 公共用地となるため
- ⑩ 資産の時価評価に伴う売却
- ① その他

(14) 住宅用地購入理由

- ① 敷地が広い、形状が良い
- ② 周囲の自然環境が良い
- ③ 建てられている住宅・マンションの設備が良い
- ④ 日当り、通風が良い
- ⑤ 土地柄が良い
- ⑥ 通勤、通学等に便利である
- ⑦ 価格が割安
- ⑧ 地価上昇が期待できる
- ⑨ 住み慣れた地域である
- ⑩ 親族が近くに住んでいる、又は出身者である
- ① その他

(15) 購入資金調達方法

- ① 借入金
- ② 土地、建物の処分代金
- ③ 自己資金 (預貯金等)
- ④ 贈与金(親、兄弟等から)
- ⑤ その他

(16) 借入先

- ① 公的機関(住宅金融公庫等)
- ② 民間金融機関(銀行、農協等)
- ③ 勤務先
- ④ 親、兄、弟、親戚、知人
- ⑤ その他

(17) 個人売主売却代金運用方法

- ① 不動産の購入(建築・修繕を含む。)
- ② 預貯金、株券・債権・金等の購入
- ③ 不動産、金融資産以外の資産購入(自動車、農機具等)
- ④ 借入金の返済
- ⑤ 日常の生活費
- ⑥ 臨時の支払 (医療費、結婚資金等)
- ⑦ 相続税の支払
- ⑧ その他

(18) 法人壳主壳却代金運用方法

- ① 不動産の購入(建築・修繕を含む。)
- ② 預貯金、株券・債権・金等の購入
- ③ 不動産、金融資産以外の資産購入(機械装置等)
- ④ 借入金の返済
- ⑤ 営業用資金に充当
- ⑥ 配当金の支払
- ⑦ 税金の支払(法人税等)
- ⑧ その他

(19) 売却前利用状況

- ① 自己の住宅用
- ② 賃貸住宅、アパート等の賃貸住宅用地
- ③ 事務所、店舗、工場、倉庫、駐車場等の事業所用地
- ④ 社宅・グラウンド等の福利厚生施設
- ⑤ ゴルフ場その他のレジャー用地
- ⑥ 農地、採草放牧地
- (7) 山林
- ⑧ 造成中又は造成済みの土地(分譲住宅の敷地を含む。)
- ⑨ 買主の建物が建っていた(底地権を売却した)
- ⑩ 取得した状態のまま利用しないで所有していた土地
- ① その他

(20) 土地取得原因

- ① 購入
- 2 相続
- ③ その他

(21) 購入時の住宅の利用・処分方法 (土地を購入した際に持ち家に住んでいた個人買 主の当該持ち家の利用・処分)

- ① 売却した
- ② 売却するつもりである
- ③ そのまま自分(親族を含む。)が住み続ける
- ④ 当面は利用する予定はないが、そのまま持ち続ける
- ⑤ その他

(22) 事業用資産の買換え

- ① 事業用資産の買換えに該当する
- ② 事業用資産の買換えに該当しない

(23) 課税の特例制度の適用

- ① 特例の適用を受けた
- ② 特例の適用を受けていない

6 調査結果の注意事項

(1)数値について

この調査の集計結果は、回収された調査項目を単純集計したものである。また、 統計表のうち、金額及び割合については、表章単位未満を四捨五入しており、合計 値と個々の内訳数値の計は必ずしも一致しない。

(2) 記号について

統計表に用いている記号は、以下のとおりである。

「0」又は「0.0」:調査又は集計したが、該当数値が表章単位に満たないもの

「一」 : 調査又は集計したが、該当数値がなかったもの、数値が得ら

れないもの

7 平成30年度調査結果の概要

(1) 事前分析

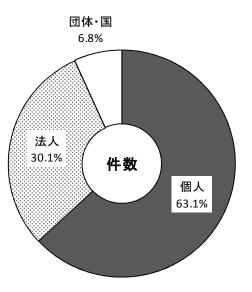
(取引主体別)

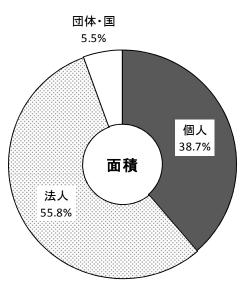
土地取引の状況を取引主体別にみると、土地買主主体では件数割合が「個人」63.1%、「法人」30.1%、「団体・国」6.8%、面積割合が「個人」38.7%、「法人」55.8%、「団体・国」5.5%となっており、件数では「個人」が最も高いが、面積では「法人」が高く割合が逆転している。

また、土地売主主体では件数割合が「個人」61.3%、「法人」36.8%、「団体・国」1.9%、面積割合が「個人」59.3%、「法人」38.3%、「団体・国」2.5%となっており、ともに「個人」が最も高くなっている。

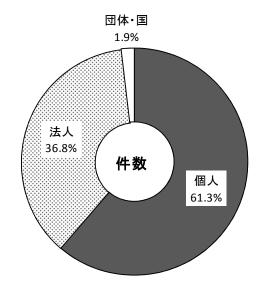
(「調査結果集計表1-1-1」参照)

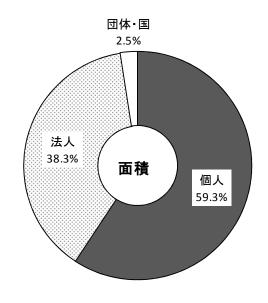
【土地買主主体の件数・面積割合】





【土地売主主体の件数・面積割合】





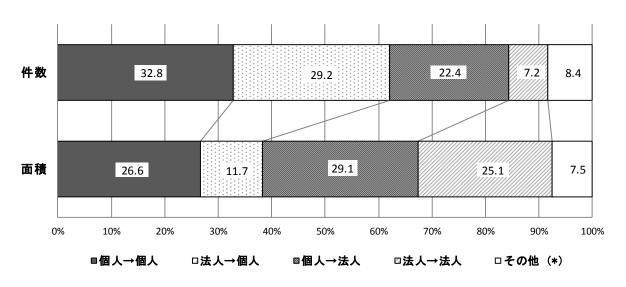
(取引形態別)

土地取引の状況を取引形態別にみると、件数割合では「個人→個人」32.8%、「法人→個人」 29.2%、「個人→法人」22.4%、「法人→法人」7.2%、「その他」8.4%となっており、「個人→個人」の割合が高くなっている。

また、面積割合でみると、「個人 \rightarrow 個人」26.6%、「法人 \rightarrow 個人」11.7%、「個人 \rightarrow 法人」29.1%、「法人 \rightarrow 法人」25.1%、「その他」7.5%となっており、「個人 \rightarrow 法人」の割合が高くなっている。

(「調査結果集計表1-1-1」参照)

【取引形態別の件数・面積割合】



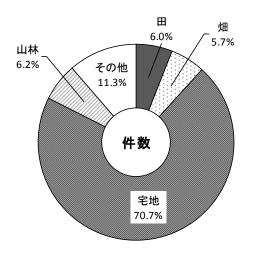
* その他には、個人◆団体・国、法人◆団体・国、団体・国◆団体・国を含む。

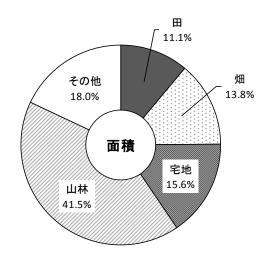
(地目別)

土地取引の状況を地目別にみると、件数割合では「田」6.0%、「畑」5.7%、「宅地」70.7%、「山林16.2%、「その他11.3%となっており、「宅地1の割合が最も高くなっている。

また、面積割合でみると、「田」11.1%、「畑」13.8%、「宅地」15.6%、「山林」41.5%、「その他」18.0%となっており、「山林」の割合が最も高くなっている。

(「調査結果集計表1-2-1」参照)





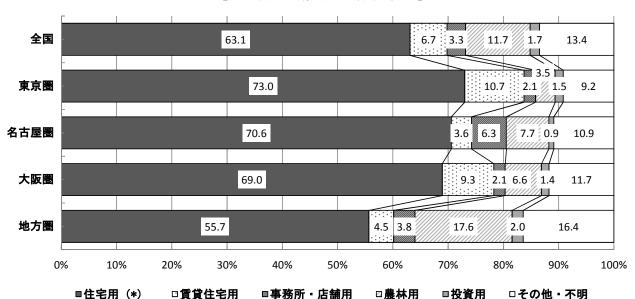
(2) 本調査

(購入目的)

買主における土地の購入目的を件数割合でみると、個人では「住宅用」の割合が高く、法人では「販売用」の割合が高くなっている。

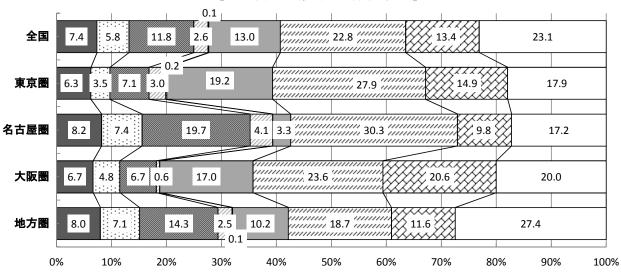
(「調査結果集計表2-1-13、2-3-11」参照)

【 個人買主の購入目的(件数割合) 】



*「住宅用」は、「自分(親族を含む。)が住むための建売住宅(の敷地)を購入した」、「自分(親族を含む。)が住むためのマンション等共同住宅(の敷地)を購入した」、「自分(親族を含む。)の住宅を建設するための更地を購入した」、「以前から住んでいた家の敷地が借地であったため、その敷地(底地権)を購入した」及び「自宅の増築や車庫用地等とするため隣地を買い増した」。

【 法人買主の購入目的(件数割合) 】



■事務所・店舗用地 □工場倉庫用地 ■資材置場等 □福利厚生用他 □レジャー施設用地

□賃貸住宅用地 □販売用 □投資用 □その他・不明

(売却理由)

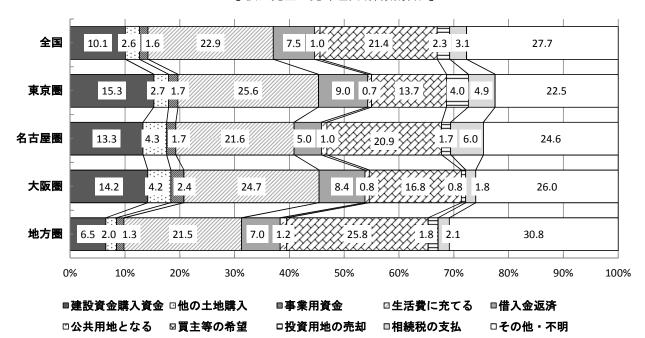
売主における土地の売却理由を件数割合でみると、個人では「生活費に充てる」の割合が高く(地方圏では「買主等の希望」の割合が高い。)、法人では「自己が造成した住宅地(更地)の売却」の割合が高くなっている(東京圏及び大阪圏では「自己が建築した建売住宅(用地)の売却」の割合が高い。)。

また、個人売主の年齢階層を件数割合でみると、「 $60\sim69$ 歳」29.3%、「 $70\sim79$ 歳」28.3%、「 $80\sim89$ 歳」16.3%となっており、60 歳以上の個人売主が全体の約7割を占めている。

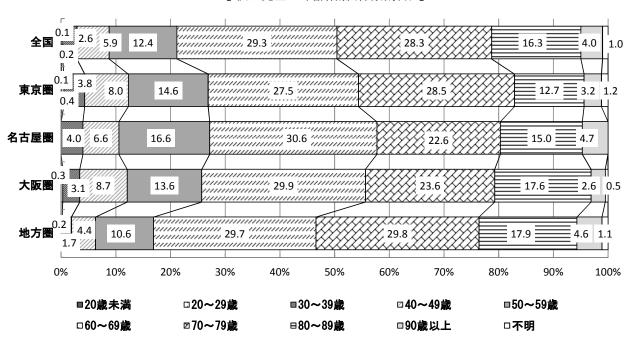
さらに、個人売主が売却した土地の取得原因を件数割合でみると、「相続」**56.1**%となっている。

(「調査結果集計表 2-2-1、2-2-11、2-2-24、2-4-11」参照)

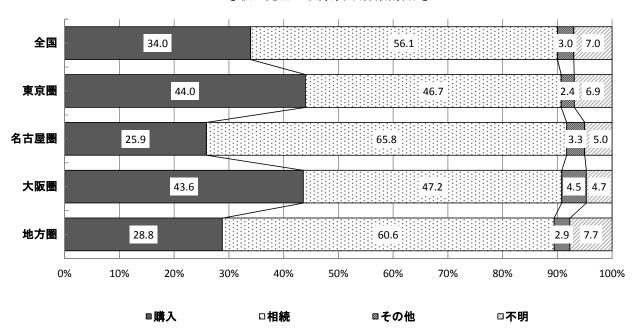
【 個人売主の売却理由(件数割合) 】

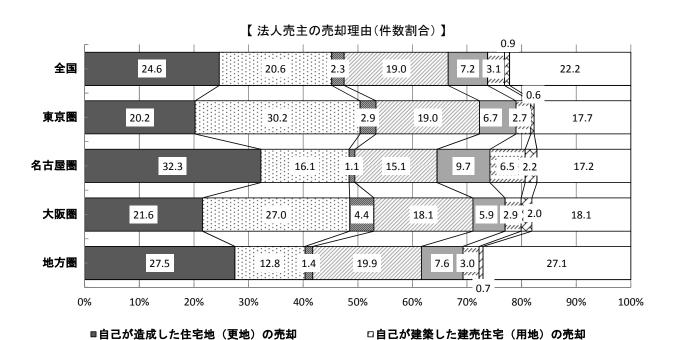


【 個人売主の年齢階層(件数割合)】



【 個人売主の取得原因(件数割合)】





*1「事業遂行上の理由」」は「店舗、工場及びその付帯設備の規模拡大・改善の資金を得るため」、「営業用資金を得るため」を含む。

□その他の販売用土地の売却

□借入金返済のため

□その他・不明 (*2)

*2「その他・不明等」は「公共用地化」、「投資用地の売却」を含む。

図自己が建築したマンション(用地)の売却

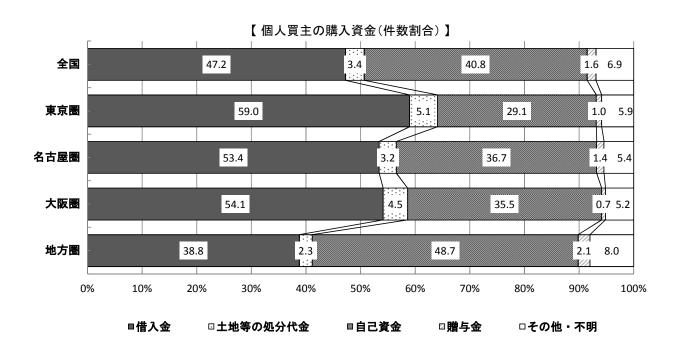
□事業遂行上の理由(*1)

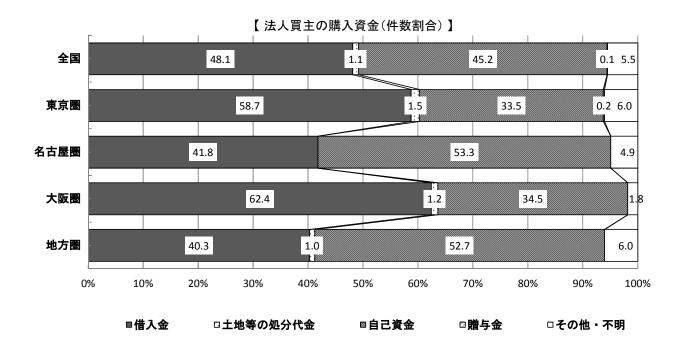
□資産の時価評価に伴う売却

(購入資金調達方法)

買主における土地の購入資金調達方法を件数割合でみると、個人・法人ともに「借入金」の割合が高くなっている(法人の名古屋圏及び個人・法人の地方圏では「自己資金」の割合が高い)。

(「調査結果集計表 2-1-21、2-3-18」参照)



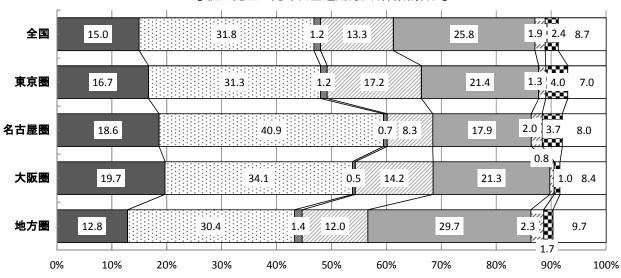


(売却代金運用方法)

売主における土地の売却代金運用方法を件数割合でみると、個人では「預貯金、金融資産の 購入」の割合が最も高く、法人では「借入金の返済」の割合が高くなっている。

(「調査結果集計表 2-2-21、 2-4-20」 参照)

【 個人売主の売却代金運用方法(件数割合) 】



■不動産の購入

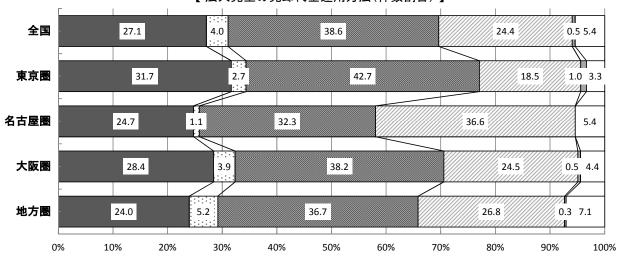
□預貯金、金融資産の購入

◎不動産、金融資産以外の資産購入

□借入金の返済 □相続税の支払 □日常の生活費□その他・不明

□臨時の支払

【 法人売主の売却代金運用方法(件数割合) 】



■不動産の購入□営業用資金に充当

□不動産以外の資産購入(*1) ■税金、配当金の支払(*2)

■借入金の返済
□その他・不明

^{*1「}不動産以外の資産購入」は「預貯金、株券・債券・金等の購入」、「不動産、金融資産以外の資産購入(機械装置等)」を含む。

^{*2「}税金・配当金の支払」は「配当金の支払」、「税金の支払(法人税等)」を含む。

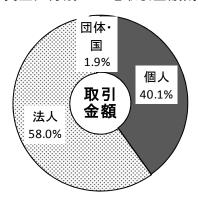
(3)金額ベース集計

(買主区分)

土地取引金額を買主の区分別に土地取引金額割合でみると、「個人」40.1%、「法人」58.0%と なっており、「法人」の割合が高くなっている。

(「調査結果集計表3-29」参照)

【買主区分別の土地取引金額割合】

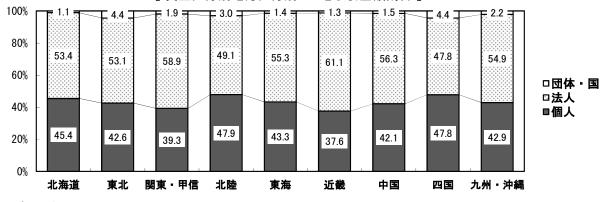


(地方区分)

土地取引金額を地方区分別に土地取引金額割合でみると、「法人」の割合が高くなっている (四国では「個人」と「法人」の割合が等しい)。

(「調査結果集計表3-29」参照)

【 買主区分別地方区分別 土地取引金額割合 】



(圏域区分)

土地取引金額を圏域区分別に土地取引金額割合でみると、各圏域で「法人」の割合が高くな っている。

(「調査結果集計表3-31」参照)

